

議会基本条例制定特別委員会・タウンミーティング 1-③

記録者 三橋智子

開催日時 12月18日(日) 13時30分～15時25分
開催場所 中里防災コミュニティーセンター
参加人数 17人
議会参加人数 10名 議会事務局1名

司会進行 神保委員
開会挨拶 杉崎議長
出席委員及び議員の自己紹介
経過報告 二見委員長
条例説明 添田委員
閉会挨拶 根岸副委員長

以下質疑応答

参加者) タウンミーティング開催にあたり議員が後援会や知り合いに声をかけたのか、議員の地元から参加してもらうことが必要。

委員長) 地域の役員、地区長など中心にお願いした。

参加者) 地区長でない方に声をかけるべき。町民の意見を聞きたいという意欲が感じられない。

1回・2回の議事録は、ホームページに載っているか。

委員長) 今内容の確認作業を行っている、3回目とあわせてホームページにアップしたいと考えている。

参加者) 参加者が少ないと思うならば、工夫も必要。今後タウンミーティングの開催予定は。

委員長) 今後の予定はまだ決めてない。

参加者) 決まった人だけでなく、より多くの人が「行ってみよう」と思えるような企画で開催して欲しい。

参加者) 骨子案の中に「努める」が9つある。「できる」が3個ぐらい、条例を作るのだから、縛りをかけるものにしてもらいたい。

委員長) できるだけご希望に沿うような条例をつくる。あくまで素案ですのでこれからも変わる。

参加者) ぜひ町民の意見を入れてもらいたい。第20条に議会の条例制定について町民の意見を求めることができるがあるが、その前にどのようにして議会として条例提案していくか、システムが書かれていない。第27条の予算確保はあたりまえ、

まず財政健全化に努めるとかにすべき。第15条で会議は原則として公開とあるが、原則をはずすべき。

参加者) 目的の中で町民参加を基本として、とあるが今の時代なかなか難しい。町民参加と協働は違うもの、時代の流れは町民が対等に行政と話し合いながらやっていくということ。まちづくりや何かに協力したいという思いが強いまちなので、その特徴を入れていただきたい。第3条第4項にわかりやすい議会と書いてあり、他にも明記されているが、もう少し具体的にしないと抽象論になってしまう。第4条2項「充実した討議の下に」は入れてほしい。第15条と第16条の原則公開は、できるだけどういものが原則だめなのか具体的に列記する必要がある。全員協議会での内容には、委員会で諮るべきことのようなものがあるが、その区分けがどこに明記されているのか。執行者側が報告だとしても、生産性の強い議題は議論もっていける仕組みづくりをしてほしい。第19条の請願・陳情は、趣旨説明ができることはいいこと、もっと議員同士が活発に意見を述べ合い、争点をあきらかにし賛否の理由が明確になるようにしてほしい。第22条にあるように「等」が全体に多い、(自分も知っているが)法制のとき「等」はだめだと言われた。総合計画や都市計画など町の根幹となっているものは、ここに羅列してほしい。第28条の危機管理は議会がどう関わるのかわからないので、どのような組織を設けるのか具体的にいらていただきたい。子ども達ができることばで議会報告会を開催してほしい。

参加者) 議員の賛成・反対の論点がわかりづらいのが現状。請願・陳情者そこがわかれば否決されても、次にどのように行動すべきかわかってくる。問題点を考えて条例に反映してほしい。

参加者) 話の内容が議会の運営のみの話になってないか、議会の役割や機能をどのようにもっていくのか、大前提を議論しないで、運営面に入っていくのはいかなものか、前文を読んでも、意気込みや議会の役割、機能が全く感じない。タウンミーティングの持ち方から検討していただけたらとを感じる。話の持ち方を整理していただきたい。

委員長) 初めての経験なので、皆様のご理解が得られるような感じで、今後の議会報告会など持っていきたい。

参加者) 運営面の前の段階、機能・役割について話し合いませんか。

参加者) 議会側は一生懸命やっていると言う、でも私たちにはその思いが感じられない、根本的なところに戻ってぜひお願いします。

参加者) まず前文に決意が見えてこない、「自立したまちづくりが求められている」とあるが、誰が誰に求められているのか。ここは議会としてはこういうまちづくりを求めているのだと、明確な姿勢が必要。「まちづくりを総合的に実施するよう」とあるが、主体的にとか積極的な表現ほしい。「主権者である町民の信託を受けた議員

と町長には二元代表制のもとで」、ここで信託を受けた議員と町長を並列にしているが、議員一人一人に対して代表とすることがあるのか、その辺の明確さは必要でないか。議員で構成された議会と町長にすべきでないか。「議会は」のところ、一般的な議会を示しているのか、二宮町議会をしめしているのかわかりづらい。町民にわかりやすいという表現は、上から目線だ。目線を住民目線に合わせるのが大前提でないのか。分かりやすいという表現は非常に危険な表現である。理解しやすいとか、成果がわかりやすいとかの表現なら理解する。その点修正願いたい。前文にテレビ放映など運営の具体的な部分が出てくるが、本来いらぬのでは。それが結びついてくるから、最後に議会運営を目指して基本条例を作るとなる。運営でなく議会のありようをきちんと示してほしい、具体的な運営は後で述べればよい。さらなる議会改革の「さらなる」はなにを示しているか。二宮町の議会がそれ以上の何か大きなものを求めているのか。

委員) たとえば議会のテレビ等は、いままでの改革の一つとして思い入れがあり載せた。今まで議会改革が全てできているのではないかとされますが、議会のあり方で言いたかったことは、町民の皆様の考えていることが、本当に議会に反映されているかどうか、もうすこし町民が参加して述べている意見が反映されるシステム作りをする余地があるのではということが、基本条例作成の動機になっている。議会の本来あるべき姿というのが今説明したことです。

参加者) 今までのまちづくりと何が違うのか、明確に。今までの議会づくりと何がちがうのか。今までは国・県の補助金でまちづくりをしてきた。これからは自分たちでやっていく、そこが大きく違う。そこが町民にまず共有していく必要があるだろうと前半で言われていないから議論に入るのがむづかしい。

委員) 前文や目的に議員の意気込みがもう少し感じられるようにしなければならないと思っている。

委員) 質問の「さらなる」というのは、今まで改革が行われてきたけれど、それでもまだまだ足りないだろうと、たとえば議決権の拡大であり、行政が提案して、私たちが賛否を問われる、そういうものを議決案件にしよう、なるべく私たちが参加できる部分を増やしましょうという部分がこの骨子だと思う。さらなるというのは、そういうことになります。

参加者) 総合計画の審議会には議員も入ってますね。それで議決権をつけるのはどうなのかと思う、そういうのを明確にしなければ。

委員) 私も審議会に入っているので自己矛盾は感じている。

参加者) 冒頭に議員の議決に対する賛否を表にした、星取表と言う話がありましたが、それを示して何をしようとしたのか解らない。いきなり我々の前に星取表を出されて、何を判断すればいいのか。この目的はどういうところにあるのか。星取表の目的と使い方について回答をいただきたい。

- 委員長)** 議会だよりで議員の賛否について明確にするために載せている。とりあえずまだそんなところです。これによって何を求めるかは難しい課題です、今までこういう載せ方はやってなかったのでぜひやってみようと言うことで載せました。
- 参加者)** 反対した意見の中に何か重要なことがあるのではないかと知りたい。そういうことが解らないで賛成多数で決まるわけですよ。町民に開かれた議会、と10月30日の講演会で廣瀬先生が言っていたように、そういうことが解るようにすることが必要。
- 委員長)** 議会だよりはこれが限界だと思う。一人一人がどうだここに書くことはスペースがなくてできない。今後の課題だと思います。
- 議長)** おっしゃる通り、これだけでは我々の意思が通らないよと載せる載せないの議論はありました。まだ試行中でとりあえずやったことだけを評価いただきたい。
- 委員)** 今までの議会は、共産・ネット・保守中道で体制が固まっていた。現在本当にいろいろな考えの議員がいて、賛成するだろうと思う議員が反対したり、内部から見ても、数だけ見て誰が賛成・反対したかわからなくなり、議員の賛否が明確に解るようにしているだけです。ぜひご理解を。
- 参加者)** 議会質問がわかりやすくなるようにぜひお願いします。その為に一問一答にして工夫してくれているのはわかるが、とにかく質問が長すぎる。
- 委員長)** 今試行中なので、テレビ検討委員会で協議・検討してもらいます。
- 参加者)** 第3条の第3項、第4項の開かれた議会、わかりやすい議会ってこれ、わかりにくい。本当に基本条例を作っていくのであれば、このところを努めるなどの所をわかりやすく。
- 委員)** こういう形で骨子案を公開するという事は多少問題があると思う。今みたいな意見をいただいたことで、プラスになることもある。骨子案を作るときに、文面それ自体、主語述語含めて、検討することはしなかった。項目として入れることをとりあえず入れ、全体のバランスを考えながら作っていく考え。ご意見をどんどんいただくことによって最終的なものが練りやすい。項目として入れただけであり、全部残すことではない。
- 参加者)** 今後これがどうなったか注目していくことになる。多くいる無関心の人たちにこそ理解してもらうことが必要。条例の見直し、改選後すぐと言うのはいかがか、4年の任期の半ばで1度見直すべき、その時期においても検討願いたい。必要に応じてでなく、明確に時期を決めないといつやるのってことになる。
- 参加者)** パブリックコメントはやると思うが、町民の意見はしっかりと聞くべき。
- 参加者)** 全員協議会は議事録がないのに大切なものが決まっていく。ごみ問題は町民にとって大きな問題であるのに特別委員会にならず勉強会になった。2元代表制ですから特別委員会で「できる、できない」を決めるのが大切。会議を格上げしてください。大事なことがダークなところで決まっているのは問題です。

- 議長) 基本的には、全協は委員会ではない。現状をお伝えしている。
- 参加者) ごみの問題です。
- 議長) それは町長から話がでる。
- 参加者) それは町長ではないでしょう。どう町民を巻き込むかだと思う。
- 参加者) 全協は雑務のはず。議事録が残らないのに決めていることが多い。それをなくしていく。
- 議長) 今やってくれといわれても。
- 参加者) 議会は今、一問一答を試行している。議会は条例ができてからやるのではなくて、どんどん改革をやっていたいただきたい部分がある。今からできるところは進めていただきたい。
- 議長) その内容は別の機会にお願いしたい。今日は基本条例の事についてご意見を伺いたい。
- 参加者) 改革ができるところは進めてください。
- 委員) 全員協議会の扱いは、実に不透明だと思うわけです。この基本条例の中に全員協議会というものはどういう性格のものか明確にして、ただの行政からの報告会にするか、正式な会議にするのか、会議録を取って公開できるものにしなければならないと思っている。3人のワーキングチームでもう一度検討させていただく。
- 参加者) 全員協議会でやる内容は委員会できちっとやっていただきたい。全協は委員会ではないと言われたが、結構大事な内容が話されている。
- 参加者) 何でもかんでも開かれた議会ということでオープンにすることは結構ですが、他市町でのこと土地買収において情報が漏れたり、1市2町のごみ広域化問題でも、平塚の市民で「なんで二宮が」と言う人も出てきている、そういう問題も出てる、なので私は秘密会というものもあっていいと思う。議員に守秘義務を課せられている。
- 委員長) 基本条例制定特別委員会の方では難しい。それは議会運営委員会の方でしっかりと審議して取り扱いは今決めています。すべての情報公開をですが、原則と先ほど指摘いただきましたが、議長の判断でやってます。
- 参加者) 原則公開の後に但し書きを入れていただきたい。具体的に明記が必要。
- 参加者) これはいつまでやるのか。早く本来の業務に入ってもらいたい。一定の予定の期限を決めてやってほしい。パブコメをこの辺取りますとか。
- 委員長) 今執行者側と調整をしたり、法制事務もあり、一応3月ぐらいに素案を完成、それから専門家に見てもらい、11月頃までに完成する予定。
- 参加者) 基本条例を実行するにあたって、議員は苦勞すると思うが、われわれもしっかりと見ていきたい。気になるところは、通年議会と反問権。
- 委員長) 通年議会を採用するかは決まってない、自治法の改正でも通年議会が上がっている。今後委員会で最終的に決める。

議長) 皆さんが早く制定しなさいと言うが、議員14名全員考えが違う、せっかく作るのであれば議員全員が納得して上程したい。

参加者) 改選後すぐに見直しとなっているが、これは新人議員が学ぶためと思ったが、まずは議員にきちっと理解してもらうことが大切。

議長) せっかく作るのですから、守れない条例は作りません。1つできたらまた1つずつ加えていく考えでも良いと思っている。

参加者) 感想です。議員がこの基本条例に反対ということは信じられない。やれることだけを盛り込むのではなく、条例なのだから、目指すべく自分たちが頑張るんだというものが無いと意味がない。

参加者) 議長の発言で「議員全員が賛成しないと条例は作らない」と言ったが、特別委員会で決めたことはどうなのか。議会基本条例とは、議員がこれからの議会の目指すところの責務を決めることで、議員本来の仕事をするために制定するもの。

参加者) これは町民のための条例なんだよね。

議長) 議員全員が理解しなくては困る、議員が守れないものを作っても意味がない。

参加者) 守れない議員がいるなら、私たちが判断してその人に投票しない。